

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 75：外国人等のフィリピン入国手続きの案内）

文字サイズ: [小](#) [中](#) [大](#)
[詳細を表示](#)

Message body

【ポイント】

●今般、フィリピン政府より、新型コロナウイルス感染症渦における、外国人等がフィリピンに入国する際の手続きに関する案内が発表されました。

【本文】

1 今般、フィリピン政府より、新型コロナウイルス感染症渦における、外国人等がフィリピンに入国する際の手続きに関する案内が発表されました。

本案内には、フィリピン入国にかかる事前準備、フィリピン国際空港での動線、隔離期間中の対応等に関する案内とともに、PCR 検査費用として現金 4,000 ペソを準備しておくこと、また、空港から指定施設までの交通費を現金で準備しておくこと、更に隔離先から最終目的地の地方政府に連絡し、LGU 受入同意書を取り付けること等の案内がされています。

なお、フィリピン渡航時の手順についての仮訳は以下のとおりですが、詳細については、下記「OFW以外の在外フィリピン人、外国人がフィリピンに旅行する際のアドバイザリー」をご確認ください。

(1) フィリピン出発前に、以下の E-CIF サイトから、フィリピン入国時に提示する QR コードを入手するための登録を行う。 (<https://bit.ly/MNLPALeCIF>)

(2) 検疫局指定の隔離ホテルの 7 泊以上の予約をし、RT-PCR 検査費用として 4,000 ペソ及び空港からの移動に必要な交通費を現金で準備する。

(3) 空港到着時に、記入済みの健康状態宣言書 (Health Declaration Form) を検疫官に提出する。

(4) 帰国者ブリーフ・エリアで、フィリピン沿岸警備隊 (PCG) による隔離手続きの説明を受け隔離手続き遵守の誓約書を受け取る。

(5) 観光省 (DOT) デスクに進む、予約済み隔離ホテルの予約書を提示する。

(6) 私営医療検査デスクに進み、隔離施設で RT-PCR 検査が受けられるようデータを登録し費用を払うこと。

(7) イミグレーションに進みパスポートを提示して入国検査を受ける。

(8) 機内預け荷物を回収する。

(9) 記入済みの隔離手続き遵守の誓約書を PCG 担当官に提出する。

(10) 空港タクシーを使い、事前予約した隔離施設/ホテルに移動し、厳格な隔離措置を行う。

(11) 隔離期間中にフィリピン国内の最終目的地までの移動のために、以下の 3 点を計

画・準備する。(i)航空券またはバスのチケット、(ii)最終目的地の地方自治体(LGU)からの受入許可証の入手。(iii)出発地点の警察からの移動許可証。

(12) 隔離6日目に隔離施設において、指定の医療機関によるRT-PCR抗原検査を受検する。検査結果を受領するまでは厳格な隔離措置を継続すること。

(13) RT-PCR検査の陰性証明書をメールで受領後は、検疫局による、これまでの隔離日数が明記された正式な健康状態証明書(Health Certificate)の発行を待つ。

(14) チェックアウトするためには、検疫局からの健康状態証明書を隔離先ホテルに提示する。

(15) チェックアウト後は、許可された移動手段を使用し最終目的地に移動する。ただし途中の寄り道等は認められない。最終目的地への到着が遅れた場合、地方自治体が再度の14日間の隔離措置を強制することが可能となる。移動中も必要な感染防止措置は講じること。

(16) 最終目的地に到着したら、バランガイ事務所に赴き、到着を申告し必要な指示を受けること。地方自治体には内務・地方政府省(DILG)経由であなたの到着予定等が事前に通知されている。

(17) 自宅でフィリピン入国後必要な14日間の隔離措置を終了する(仮に地方自治体から別の指示(隔離期間の延長等)が出た場合はそちらに従うこと)。

(18) 隔離期間終了後も、適切な感染防止措置(フェイスマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い)を講じること。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【参考情報】

●フィリピン外務省(OFW以外の在外フィリピン人、外国人がフィリピンに旅行する際のアドバイザー)

<https://dfa.gov.ph/dfa-news/statements-and-advisoriesupdate/28575-public-advisory-for-returning-overseas-filipinos-foreign-nationals-when-travelling-to-the-philippines>

●検疫局指定の隔離ホテル(「thepoortraveler」より)

<https://www.thepoortraveler.net/2020/07/doh-accredited-hotels-quarantine-manila/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ))：<https://pcoo.gov.ph/OPS-content/on-the-iatf-resolution-no-95/>

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX : (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ : http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所 : 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話 : (市外局番 032) 231-7321

FAX : (市外局番 032) 231-6843

ホームページ : https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html